

答申第161号  
平成26年1月17日

神戸市長  
久元喜造様

神戸市情報公開審査会  
会長 米澤 広一

神戸市情報公開条例第19条の規定に基づく諮問について  
( 答 申 )

平成25年6月25日付神保高高第766号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

「神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員住所録」の部分公開決定に対する不服申立てについての諮問

### 1 審査会の結論

「神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員住所録」のうち、委員の氏名及び所属を非公開としたことは妥当ではなく、これを公開すべきである。

### 2 異議申立ての趣旨

- (1) 異議申立人（以下「申立人」という。）は、神戸市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき、別表に掲げる項目について公開請求を行った。
- (2) 市長（以下「実施機関」という。）は、請求された項目のうち、項目 10「神戸市は平成 24 年度認知症高齢者グループホーム事業者の選考について外部委員の意見を聞くとしている。神戸市はその外部委員について氏名・職業・年齢・住所・電話番号等を記した文書を作成していると考えられる。その文書」及び項目 11「上記 10 に記したと同様に平成 23 年度分の外部委員に関する氏名・職業・年齢・住所・電話番号等を記した文書」の請求（以下「本件請求」という。）について、「神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員住所録」を特定し、委員の氏名・住所・所属を非公開とし、その余の部分を公開する決定（以下「本件決定」という。）を行うとともに、項目 7 の請求については該当する公文書を部分公開する決定を、その他の項目については公文書を保有していないことによる非公開決定を行った。
- (3) これに対し、申立人は、本件決定において非公開とされた情報のうち委員の氏名及び所属の公開を求めて、異議申立てを行った。なお、申立人は本件決定以外の決定については異議申立てをしていない。

### 3 申立人の主張

申立人の主張を、平成 25 年 6 月 6 日付の異議申立書、平成 25 年 7 月 29 日受付の意見書及び平成 25 年 8 月 28 日の意見陳述から要約すれば、概ね以下のとおりである。

本件請求に基づいて 2013 年 6 月 6 日、「神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員住所録」なるものを閲覧したが、文書を作成した日付の記載がなく氏名も所属も住所も記されていない 1 枚の白紙の文書であった。これではいつ委員になったのか、委員の人数が何人であるのか、本当に実在している人かどうか、本当に委員として活動できているのかもまったく不明であるので、同日私は異議申立てを行った。

住所が記されていないのはやむをえないが、氏名と所属は条例の趣旨からしても公開すべきであるし、私がどのような人々が委員となっているかについて知りたいので公開してもらいたい。

「懇話会」委員の人々は神戸市の認知症高齢者グループホーム採択に関わるとされて

いるので、市民と市民生活にかかわる非常に重要な公的な役割を担っているのであるから、公開するのは当然である。神戸市の公的な審議会的役割を担う「懇話会」委員の氏名と所属をも非公開にすることは、条例の趣旨に反するばかりでなく今日は特に行政の透明性が求められている時代であり許されるものではない。真実の情報を隠蔽することは、条例の第 1 条に定めている条例の目的である「市民の知る権利」を奪い取るばかりでなく「神戸市長が市民に説明する責務」をも放棄するものと言わざるを得ない。どのような人々が神戸市の公的「懇話会」の委員になっているのかを完全にベールで覆い隠している姿勢・態度は極めて異常である。これは「懇話会」委員の中には名前だけの人が相当いると考えられ、これまでずっと神戸市の意向に沿う極少数人数だけで採択を進めてきていることが見て取れる。このことは「懇話会」を隠れ蓑に利用して市民から真実を隠蔽し、採択されたことを錦の御旗のように掲げて正当化しようとする不当なもので、市民を欺く神戸市保健福祉局の許しがたい露骨な姿勢・態度が垣間見えるのである。

非公開理由説明書には、委員の氏名と所属を公開すれば、公正な採択をすることが阻害される懸念があるような事が書かれているが、全克的外れで拡大解釈であり別件逮捕のなにもものでもない。平成 24 年度の採択は昨年 10 月に終了しているのであるから全く理由にはならない。正当に公開請求した市民に対しては情報開示をしてもらわなければならない。大勢の市民が見る神戸市の広報紙や不特定多数の人が見るインターネットのホームページに掲載するよう私は求めているということを十分認識し、神戸市に対して再度、平成 24 年度認知症高齢者グループホームの採択に外部委員として関わったとみられる「神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員」の少なくとも氏名と所属とを速やかに情報公開するよう求めるものである。

#### 4 実施機関の主張

実施機関の主張を、平成 25 年 7 月 19 日付の非公開理由説明書及び平成 25 年 7 月 30 日の事情聴取から要約すれば、概ね以下のとおりである。

##### (1) 特定個人の氏名・所属を非公開とした理由について

非公開部分（特定個人の氏名・住所・所属）については、特定個人が識別され、または識別されうる情報であって、社会通念上、他人に知られたくないとすることが通常と認められるため、公にしないことが正当であるものとして、条例第 10 条第 1 号アに該当するものと判断し、本件決定を行ったものである。

##### (2) 委員の所属を非公開とした理由について

介護保険施設については当該懇話会を経て選考に至るが、当該懇話会は継続的に毎年数回開催しており、また選考は非常に高い競争率となっている。委員名などの情報を公開すれば委員を特定することができることとなるが、それにより事業者やその関係者及び利害関係者等から選考について直接、間接の接触・圧力があることが予想される。

利害関係者等からの委員への接触は当該懇話会における率直な意見交換や中立・客観的な選考に悪影響を及ぼす危険がある。また特定の事業者に不当に利益もしくは不利益を与える恐れも考えられる。

さらには、利害関係者等からの接触などを理由に、委員の担い手の確保が困難になる可能性も否めない。

以上のことから、適正な事務事業執行に支障を生じると認められるため、条例第 10 条第 5 号本文に該当するものと判断し、本件決定を行った。

## 5 審査会の判断

### (1) 本件対象文書について

本件対象文書は、平成 23 年度及び平成 24 年度の「神戸市介護保険施設等施設整備懇話会委員住所録」であり、委員の「氏名」、「住所」及び「所属・役職名」が記載されている。

### (2) 争点

実施機関は、本件対象文書のうち、市職員を除く各委員の「氏名」、「住所」及び「所属」を、条例第 10 条第 1 号ア及び同条第 5 号本文に該当するとして非公開とする決定を行った。これに対し、申立人は、委員の「氏名」及び「所属」を公開すべきとして争っている。

したがって、本件における争点は、本件対象文書のうち非公開とした委員の「氏名」及び「所属」の条例第 10 条第 1 号ア及び第 5 号本文該当性である。

以下、検討する。

### (3) 神戸市介護保険施設等施設整備懇話会について

実施機関によると、認知症高齢者グループホームを含む高齢者施設を設置運営する事業者を選考するにあたって、良質で安定的なサービス提供を行うことができる事業者を適正に選考するため、学識経験者等から構成される「神戸市介護保険施設等施設整備懇話会」（以下「施設整備懇話会」という。）を開催している。

施設整備懇話会の議事は、実施機関が採点案を作成し、当該採点案を各委員が専門的な識見をもとに審議、検討するという流れで行われている。そして、最終的に実施機関が、施設整備懇話会の議事を踏まえ、選考事業者を決定している。

### (4) 条例第 10 条第 1 号ア及び第 5 号本文該当性について

本件の事案は、高齢化が進展し高齢者施設の需要が増加する中、認知症高齢者グループホームを設置運営する事業者を実施機関が選考したもので、適正な選考が行われたかどうかは市民の正当な関心事であり、実施機関は市民に説明する責務があると考えられる。

実施機関の説明によると、施設整備懇話会は選考委員会ではないとのことであるが、基本的に学識経験者等の外部委員から構成されており、既述のとおり、実施機関が最終決定する前に同懇話会から参考意見を聴いていることから、選考過程における一定

の役割を担っていると考えられる。

そうした状況からすると、同懇話会を構成する委員が誰であるかは、特段の事情がない限り、公にしていくべきものであり、そのことが選考過程の透明性を高め、市民への説明責務を果たすことになると考えられる。

実施機関は、施設整備懇話会委員の氏名等を公にすることにより、委員への接触、圧力があることが予想され、同懇話会における率直な意見交換や中立、客観的な選考に悪影響を及ぼす危険があると主張している。しかし、事業者の提案内容に対する各委員の評価や発言内容まで明らかになるのであれば別として、委員が誰であることを明らかにするだけで、委員への接触等が起こる可能性や、そのことにより同懇話会における自由かつ率直な意見表明が阻害される可能性は、実施機関が主張するほど特段に高いものとは認められない。また、そこで想定される支障の程度は、選考過程の透明性の確保という公益性と比較衡量して、なお公益性を上回るものとは認められない。

したがって、施設整備懇話会の担う役割を考慮すると、委員の氏名は、特定の個人が識別される情報ではあるものの、公にしないことが正当であるとは認められず、かつ、公にすることにより、選考過程の透明性の確保という公益性を上回る事務事業への著しい支障が生じるとはいえない。

また、委員の所属は、なぜその人物が委員として選ばれたのかという委員の資格の根拠を示しており、施設整備懇話会の委員が誰であるかを説明する上で、通常、公表が要請されている情報というべきである。なお、本件対象文書を見分したところ、所属として記載された内容には、委員の資格と関係のないプライバシー情報として保護すべき情報は見受けられなかった。

したがって、施設整備懇話会の委員の氏名及び所属は条例第 10 条第 1 号ア及び第 5 号本文に該当するとはいえず、実施機関がこれを非公開とした決定は妥当ではない。

#### (5) 結論

以上のことから、冒頭の審査会の結論のとおり判断する。

別表（公開請求項目）

1	今年4月1日以降5月23日までの間に神戸市は株式会社〇〇〇に対して西脇1丁目における平成24年度認知症高齢者グループホーム事業所開設計画についての取り組みの現状及び今後の予定（タイムスケジュール）がどうなっているかについて文書を出して説明を求めたと考えられる。その文書及び付属書類
2	もし未提出の場合は近日出す予定にしている文書及び付属書類
3	上記1に関して株式会社〇〇〇が神戸市に文書で返答したと考えられる。その文書を受け取った神戸市高齢福祉課は内容を確認して上層部に報告したと考えられる。その文書及び付属書類
4	株式会社〇〇〇の西脇1丁目における認知症高齢者グループホーム事業計画の凍結に関する陳情を受けた神戸市会議長から、本件を出来るだけ早く福祉環境委員会において審議をしたいとすることに関して、文書を出して神戸市の意向を確認したと考えられる。その文書及び付属書類
5	上記4の文書を受けて神戸市は検討し神戸市会議長に文書を出して返答したと考えられる。その文書及び付属書類
6	上記4の件に関し神戸市保健福祉局長は、高齢福祉部長又は高齢福祉課長に対してこれまでの経過と今後の見通しを報告するようを求め、高齢福祉部長又は高齢福祉課長又は高齢福祉課施設係長は文書を作成し報告したと考えられる。その文書及び付属書類
7	神戸市会議長又は神戸市会の福祉環境委員長から上記4の件に関し福祉環境委員会が5月15日に開会が決まった知らせを受けた神戸市保健福祉局長又は高齢福祉部長または高齢福祉課長は、幹部職員や担当職員を集め検討会議を開き対策を協議したと考えられる。その対策会議の議事録及び付属書類
8	神戸市保健福祉局長又は高齢福祉部長又は高齢福祉課長又は高齢福祉課施設係長は、4月中旬以降5月中旬までに株式会社〇〇〇に「貴社の西脇1丁目の認知症高齢者グループホーム事業計画」の件が、5月15日開催の神戸市会福祉環境委員会において審議されることになったことについて文書を出して知らせたと考えられる。その文書及び付属書類
9	神戸市は平成25年度認知症高齢者グループホーム事業者の募集要項をすでに作成していると考えられる。（平成23年度は5月18日、平成24年度は5月25日から募集開始をした）平成25年度の募集要項
10	神戸市は平成24年度認知症高齢者グループホーム事業者の選考について外部委員の意見を聞くとしている。神戸市はその外部委員について氏名・職業・年齢・住所・電話番号等を記した文書を作成していると考えられる。その文書
11	上記10に記したと同様に平成23年度分の外部委員に関する氏名・職業・年齢・住所・電話番号等を記した文書

(参 考) 審査の経過

年 月 日	審査会	経 過
平成25年6月25日	—	* 諮問書を受理
平成25年7月8日	第269回審査会	* 審議
平成25年7月19日	—	* 実施機関から非公開理由説明書を受理
平成25年7月29日	—	* 異議申立人から意見書を受理
平成25年7月30日	第270回審査会	* 実施機関の職員から非公開理由等を聴取 * 審議
平成25年8月28日	第271回審査会	* 異議申立人から意見を聴取 * 審議
平成25年9月20日	第272回審査会	* 審議
平成25年11月12日	第273回審査会	* 審議
平成25年12月27日	第274回審査会	* 審議